

令和7年度第1回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時：令和7年12月25日（木） 15：00～15：40
開催場所：石狩市役所5階 第2委員会室
出席者：会長：南誠
副会長：住吉赳夫
委員：船木幸弘、長谷川洋子、上田均、富木須磨子、菊地功、道上裕子
欠席者：高橋典只
事務局：佐々木財政部長、武田財政課長、青山財政課主査、後藤財政課主査、
笠井総務企画課長、市川総務企画課主査、田中障がい福祉課長、飯岡障がい福祉課主査
傍聴者：なし

【開 会】

●事務局（武田課長）

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。財政課長の武田と申します。よろしくお願いいたします。定刻でございますので、只今より「使用料、手数料等審議会」を開会いたします。なお、高橋委員からは本日都合により欠席との連絡がございましたので、ご報告申し上げます。では、開会にあたりまして、はじめに、石狩市副市長の小鷹よりご挨拶申し上げます。

●小鷹副市長

石狩市副市長の小鷹でございます。開催にあたり一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日は年末のお忙しい中本審議会にご出席を頂きありがとうございます。また、本年8月の委員改選後初めての開催となりますが、皆さまには委員の職を快くお引き受けいただき、あるいは応募をいただきましたことにつきまして、改めてお礼申し上げます。本審議会は、市民生活に影響のある使用料や手数料について、市民参加のもと、公平な議論を踏まえて設定できるよう、平成13年度に設置されたところでございます。受益と負担の公平性の観点に立って、利用者の負担のルールを定める機関として、本審議会は非常に重要なものであると認識しております。

本日の案件は、障がい者の減免に関する議題であります。障がいのあるないに関わらない共生社会の構築は、これまで本市が最も力を注いできた施策の一つです。利用者側、費用を負担する側、これまでの経緯、他自治体の状況など、非常に多角的な視点に立った上で、適正に使用料・手数料や減免を設定する必要があることから、委員の皆さまには大変ご苦勞をおかけするかと存じますが、皆さまがこれまで培ってこられた経験などを大いにご活用いただき、活発にご議論いただきたいと思いますので、宜しくご審議の程、賜りますようお願い申し上げます。審議会開催に当たる挨拶とさせていただきます。

●事務局（武田課長）

続きまして、今年度初めての審議会ということで、事務局の紹介させていただきたいと存じます

（事務局自己紹介）

本日の会議は、本年8月に皆さまを本審議会委員に委嘱させていただいた後、初めての開催のため、会長・副会長が選出されておられません。大変恐縮ではございますが、会長を選出するまでの間、事務局において会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長、副会長の選出については、「石狩市使用料、手数料等審議会条例」に基づき、委員の互選により選出することになっておりますが、前回からメンバーも変更になっていきますので、委員の皆さまに自己紹介をいただきたいと思います。恐縮ではございますが、船木委員から時計周りで自己紹介をお願いします。

(委員自己紹介)

●事務局(武田課長)

ありがとうございました。それでは、会長、副会長の選出を議題といたします。選出方法についてご意見ございませんか。

(事務局に一任の声)

それでは、事務局案といたしまして、会長に南委員、副会長に住吉委員を推薦させていただきたいと存じます。このとおりご承認いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、会長を南委員、副会長に住吉委員をお願いいたします。南会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

●南会長

ただいま皆さま方からのご指名をいただきまして会長を務めることとなりましたと南と申します。皆さま方の活発なご議論のもとに、よりよい成案を作り上げていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

●事務局(武田課長)

それでは、続きまして、会議次第の3番目、本日の審議案件について、本審議会に諮問をさせていただきます。諮問書は副市長の小鷹よりお渡しさせていただきます。

●小鷹副市長

「障がい者に関する使用料等の減免について」、石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

(諮問文を南会長へ渡す)

●事務局(武田課長)

小鷹については、公務のためここで退席とさせていただきます。

(小鷹副市長退席)

以降の進行については、南会長をお願いいたします。

●南会長

それでは、只今から審議に移ります。本日は審議、そののち答申までを予定していますので、皆さまよろしくお願いします。それでは、続きまして、本審議会に諮問された「障がい者に関する使用料等の減免について」を議題といたします。事務局から提出されている資料について説明をお願いします。

●事務局(武田課長)

資料につきましては、事前に送付させていただいたところですが、本日お持ちいただいておりますでしょうか。それでは、私から「障がい者に関する使用料等の減免について」、資料に基づき説明させていただきます。

本市が徴収する使用料及び手数料等については、行政サービスの提供と社会経済情勢に応じた適切な受益者負担を図るため、適宜、施設使用料の改訂を行い、受益と負担の公平性の確保に努めることが大切です。

す。使用料及び手数料等の見直しにあたっては、時間の経過とともに施設の維持管理コストや利用者数の変化などにより、本来設定すべき金額と現行の金額との間に乖離が生じるものであることから、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、昨年度、使用料及び手数料の改訂を行いました。

こうして定めた使用料及び手数料を全部、又は一部免除することを「減免」と言い、行政が、こうした減免制度を設ける主な理由としては

- ①低所得など生活が厳しい人を守るための生活支援を目的とするもの
- ②ボランティア活動など公共性の高い活動の応援を目的とするもの
- ③子ども向けの活動など教育や文化の振興を目的とするもの
- ④災害など特別な事情の配慮を目的とするもの

などです。

今回、諮問させていただきます減免は、「障がい者基本法」に定める「障がい者及び障がい者を扶養する者の経済的負担の軽減や障がい者の自立促進」を目的としております。

資料の1ページをご覧ください。今回、減免の対象となる障がい者は「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者手帳」の交付を受けている方になります。また、減免対象となる施設につきましては、別紙に記載しているとおり、公園やコミュニティ施設、公民館などです。○印は今回新たに減免の規定を適用するもの、△印はすでに減免の規定が適用されているもの、◇については減免の内容を変更するもの、横線については、減免に該当しないことを示しています。

減免の基本的な内容としましては、

- ①障がい者等（介助者を含む）が、一般開放個人使用又は一般開放個人利用する場合は10割減免
- ②構成員の半数以上が障がい者である団体が使用する場合は5割減免

となります。

その他、これらの減免内容と異なる施設についてです。

①別紙の裏面にありますが、石狩浜海水浴場と川下海浜公園の駐車場につきましては、二輪車・普通車につきましては、障がい者が乗っていれば10割減免、中型車・大型車につきましては、2人以上の障がい者が乗っている場合は5割減免といたします。

②市営住宅につきましては、駐車場の使用者又は同居者が障がい者である場合に減免の対象となります。

本件につきましては、9月1日から9月30日までの1カ月間と、その後、追加した一部の施設については11月1日から11月30日までの1カ月間、パブリックコメントを実施しましたが、提出された意見はありませんでした。

なお、この減免に関する規則等につきましては、4月1日の施行を目指し取り進める予定となっております。私からは以上です。

●南会長

ただ今、担当所管から説明のあった内容について、わからない点や確認など、何かご意見やご質問はありませんか。

●菊地委員

石狩市には、身体・知的それから精神障がい者はどれぐらいの人数がいるのでしょうか。公表できるのであれば聞いておきたいと思います。

●事務局（田中課長）

直近で公表している数字としては障がい者福祉計画に載せている数字でございますが、身体障がい者手帳を所持している方の人数は3,321人、知的障がい者の方、つまり療育手帳をお持ちの方が752人、精神障がい者福祉手帳をお持ちの方は768人となっております。

●住吉副会長

資料の4番目に、一般開放個人使用と団体使用の場合が書いてありますが、障がい者支援を行う会社や社会福祉法人などが、障がい者の利用者さんのレクリエーションで施設を使いたいからということで申し込んだ場合はどちらの減免対象になるのでしょうか。つまり、障がい者団体の利用でも、例えば個人とし

て使用すれば100%減免となる一方、団体であれば施設の使用者は全員が障がい者の方であるのに5割減免になるのかどうか、お聞きます。

●事務局（武田課長）

団体構成員の半数以上が障がい者の場合、団体でのご利用となり、利用者全員が障がい者でも5割減免ということになります。

●住吉副会長

それはどこかで周知されるのか、あるいは規定として設けられるのでしょうか。

●事務局（佐々木部長）

規定として設けることとなっております。

●船木委員

具体的な減免の方法といたしますか、料金の徴収方法を教えていただきたいと思います。

●事務局（武田課長）

団体利用の方に関しては、現場で障がい者手帳を確認し、その場で5割減免として使用料をお支払いいただくものと考えております。

●事務局（佐々木部長）

補足しますと、それぞれの施設管理者によって異なる面もあるかと思います。基本的には当日払いだと思いますので、個人使用であれば100%減免として利用許可します。団体であれば、先ほど課長からお答えしましたように、障がい者手帳を確認した上で、5割減免を適用することになるかと思います。事前にお金を払うケースも施設によってはあるかと思いますが、事前に使用料をお支払いいただく場合については、事前の申し込みの段階で障がい者手帳を確認させて頂いてというような形になるかと思います。

●船木委員

減免を受ける場合は、何か利用申請書への記入や減免申請書を作成するということになるのでしょうか。それとも受付で職員がその場で確認するだけになるのでしょうか。

●事務局（佐々木部長）

それも施設ごとに申請方法は違うと思いますが、受付の方が障がい者であることを確認したうえで、既定の様式に記入するのか、もしくは別の申請書などに書いていただくのか、今後施設ごとに決めていくものと思いますが、いずれにしてもなるべく利用者の方に負担がかからないよう、施設管理者あるいは担当所管にお願いしたいと考えています。

●船木委員

せっかくの制度ですので、減免利用者数を把握するため、何かしらの手段で減免利用者数を控えておくべきと考えます。減免を申し込むのに利用者が煩雑な手続きをせずに済むよう、あるいは減免利用をしようとした方が煩雑さを理由に申請せずに帰るというようなことが起きないように工夫いただくと、より効果的な条例となるかと思います。

●富木委員

使用料を徴収する側として、現状の減免制度と今回の障がい者減免の両方に該当する方が来られた場合、どちらを優先するべきでしょうか。

●事務局（佐々木部長）

特にどちらを優先という決めはありません。現場で混乱が起らないよう、早めに施設管理者に対して

お知らせをし、万全を期すように努めたいと思います。

●菊地委員

資料の中に集会所とありますが、これは地域の町内会館も含みますか。

●事務局（武田課長）

町内会館も含みます。

●長谷川委員

個人で利用する場合の減免はあくまでもその本人のみにになりますか。例えばプールでは自分一人だと危ないから別の方がついて行く場合もあるかと思いますが、その場合はどこまでが減免対象でしょうか。

●事務局（佐々木部長）

資料の 4 番に「減免内容とその割合」について記載がありまして、その①「身体障害者等（介助者を含む）」とあります。介助者も減免するということになります。

●住吉副会長

障がい者の方が複数いる場合でも団体で判断されてしまうかと思いますが、障がい者の割合が 5 割以下だと、障がい者が利用するにも関わらず、10 割減免にならないことになります。これについてはいかがでしょうか。

●事務局（佐々木部長）

一般開放個人利用を設けている施設と設けていない施設があります。部屋貸しのような使用形態では個人利用のケースは考えにくいので、障がい者の方が半数以上の団体でしたら 5 割減免となります。一般開放のアリーナで卓球をしたりする場合などは、窓口で障がい者手帳を提示して 10 割減免となるかと思っています。

●住吉副会長

団体に所属する障がい者の方だけが個人利用をした場合は 100%減免になりますが、障がい者の割合が 50%に満たない団体は減免にならないというのは利用者から不満の声が出てきそうな気がしますが、どのように考えますか。

●事務局（佐々木部長）

今回はこのような線引きをさせていただくということでパブリックコメントを行ったところでありまして、今日の審議会で皆さまのご意見を踏まえ、最終的に決定してまいりたいと存じます。

●南会長

その他ご質問よろしいですか。

（なしの声）

それでは、本日諮問された内容についてでございますが、減免する際にその利用者の煩雑な手続きを避けるような工夫が必要ではないかというご意見がございましたので、こちらにつきまして付帯意見を付したうえで答申としたいというふうに考えております。このあと答申の予定となっておりますが、答申内容の作成等に時間を要しますので、答申につきましては、私にご一任頂ければと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

以上をもちまして本日の審議を終了したいと思います。皆さま方におかれましては活発なご意見をいただき感謝申し上げます。それでは、一度事務局に進行をお返しいたします。

●事務局（武田課長）

委員の皆さまにおかれましては、ご審議賜りありがとうございました。

本日ご審議いただきました件につきまして、必要な条例改正については、来年2月19日に開会予定の令和8年第1回石狩市議会定例会におきまして、今回の内容を盛り込んだ条例改正案を提案させていただくこととなりますので、ご報告いたします。事務局からは以上です。

●南会長

それでは、これにて使用料、手数料等審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

議事録確定 令和 8 年 1 月 9 日

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長

南 誠